

岸和田市例規システム等賃貸借及び例規データベース更新業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「岸和田市例規システム等賃貸借及び例規データベース更新業務委託」に係る契約の相手方となる候補者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 岸和田市例規システム等賃貸借及び例規データベース更新業務委託
- (2) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

3 予算額

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで合計18,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を限度とする。なお、積算に当たっては、消費税率を10%としているが、今後消費税率の変更がある場合は、別途協議する。

4 スケジュール

- 令和7年5月14日（水）公募開始
- 令和7年5月21日（水）質問書の締切
- 令和7年5月28日（水）質問書に対する回答
- 令和7年5月30日（金）参加申込書（様式1）の提出
- 令和7年6月6日（金）参加資格審査結果通知の発送
- 令和7年6月20日（金）企画提案書等の提出締切
- 令和7年7月4日（金）プレゼンテーション
- 令和7年7月11日（金）選定結果の通知

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされてない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。
- (6) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年10月1日施行。以下「措置要綱」という。）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (7) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成25年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。）に該当する事実がないこと。
- (8) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (9) 4に記載の公募開始の日現在に、大阪府内の自治体（本市を除く。）において、2(2)の業務内容と同種の業務によって稼働している例規システムの導入実績を有すること。

6 担当部署及び問合せ先

〒596-8510岸和田市岸城町7番1号

岸和田市総務部総務管財課

電話 072-423-9532

メールアドレス houki@city.kishiwada.osaka.jp

7 参加申込

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、業務委託仕様書及び岸和田市財務規則等を理解した上で、下記の書類を提出すること。ただし、岸和田市における指名競争入札参加資格者名簿に登録がある場合にあつては、④から⑨までの書類の提出は不要とする。

- ① 参加申込書（様式１）（契約時使用印を押印すること。）
- ② 法人概要（様式２）
- ③ 業務実績報告書（様式３）
- ④ 誓約書（岸和田市暴力団排除条例関係）（様式４）
- ⑤ 登記事項証明書（写し可）
- ⑥ 印鑑証明書（写し可）
- ⑦ 使用印鑑届（様式５）
- ⑧ 委任状（様式６）（契約締結の権限を委任されている営業所等で申請する場合のみ提出すること。）
- ⑨ 納税証明書
 - ア 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（その３の３）（写し可）
 - イ 法人の完納証明書（写し可）
 - ウ 代表者の完納証明書（写し可）

(2) 書類提出期限、提出場所及び提出方法

- ① 提出期限 令和７年５月３０日（金）午後５時まで

※ 提出期限後に到着した書類は原則として受け取らない。

- ② 様式等の配布期間及び配布場所

令和７年５月１４日（水）から下記URLにおいて掲載するので、ダウンロードすること。

URL <https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/reiki-puropo.html>

- ③ 提出場所 ６に同じ

- ④ 提出方法 持参（平日の午前９時から午後５時まで）又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、①の提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(3) 参加資格審査結果の通知

参加申込書を提出期限までに提出した者について、５の参加資格を満たしているか審査し、令和７年６月６日（金）に参加資格審査結果通知を発送する。

８ 質問書の提出及び回答

本プロポーザルについて、質問がある場合は、下記のとおり質問を行うこと。なお、口頭又は電話での質問は受け付けない。

(1) 受付期間

公募開始日から令和７年５月２１日（水）まで。最終日にあつては午後５時必着

(2) 提出方法

別紙の質問書（様式 7）により、下記のいずれかの方法にて提出すること。

① 電子メール

送信先は、6 に記載のメールアドレスとする。質問書を送信した際には、必ず 6 の担当部署に対して電話等で送信した旨伝え、当該部署において着信したことを確認すること。

② 郵便

送付先は、6 の担当部署とする。ただし、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

(3) 回答日 令和 7 年 5 月 28 日（水）

(4) 回答方法 質問への回答は本市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

業務委託仕様書に即して作成した企画提案書等を下記の要領で提出すること。

① 企画提案書 4 部

正 1 部は、提案者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄に担当者連絡先を記載すること。

副 3 部は正と同一のもので、審査に使用するので提案者が判別できるような記載等は該当箇所を黒く塗りつぶすこと。

② 価格見積書 1 部

(2) 書類提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限 令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時まで

※ 提出期限後に到着した書類は原則として受け取らない。

② 提出場所 6 に同じ

③ 提出方法 持参（平日の午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、①の提出期限までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

10 評価方法等

(1) 評価方法

企画提案書、プレゼンテーション等について、(4) の評価基準に基づき、本市の職員で構成する選定会議において評価し、採点する。

(2) プレゼンテーション等の実施

- ① 企画提案書について、令和7年7月4日（金）にプレゼンテーション等を実施する。プレゼンテーションの会場及び時間については、別途通知する。
- ② プレゼンテーション等の時間配分は、プレゼンテーション45分、質疑応答15分とする。
- (3) 候補者の選定方法
- ① 失格者を除いた者の内、(1)の結果、選定会議における評価の合計点（以下「総合点」という。）が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額（以下「見積額」という。）が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引き等の抽選により決定する。
- ③ ①及び②に関わらず、総合点が150点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) 評価基準

① 業務実施体制 20点

評価項目	評価の視点	指標	配点
経営規模	経営規模は妥当か	資本金、売上高等	5
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	担当者数、技術者数、担当者の配置、構成等	5
導入実績	他団体においても利用されているか	他団体における同種・類似業務の実績等	5
担当者評価	本市を担当する者の経験、実績等は妥当か	担当者の経験年数、業務実績等	5

② 企画提案内容 70点

評価項目	評価の視点	指標	配点
例規システム	検索、出力、閲覧が簡単に行えるか。	操作性	10
		画面の見やすさ	
		システムの機能の充実	
	新旧対照表、改正文等の作成は簡単に行えるか。	操作性	5
		画面のみやすさ	
		システムの機能の充実	
	本市の求めるデータ更新作業が行えるか。	更新作業の回数及び時期	5
		更新作業の正確性及び迅速性	

		データ更新の作業体制	
	契約期間満了後、他事業者への移行が生じた場合の引継ぎ作業等	事業者間における引継ぎ作業の迅速性、正確性	5
法令・判例データベース	検索、出力、閲覧が簡単に行えるか。	操作性	10
		画面の見やすさ	
		システムの機能の充実	
	登載判例の充実度		5
	データ更新の頻度		5
法令の制定改廃状況、例規整備等に関する情報を提供するシステム	例規整備に係る法令、制度等の改正に係る情報の提供は的確か	情報提供の迅速性	5
		情報の充実性	
	検索、出力、閲覧が簡単に行えるか	操作性	5
		画面の見やすさ	
		システムの機能の充実	
サポート体制	システムの操作及び運用の問合せ等への対応	問合せ等に対する対応の迅速性、正確性	5
	障害が発生した場合の対応	障害対応の迅速性、正確性	5
独自提案事項	業務委託仕様書の記載事項以外に、本市の法制執務の支援又は効率化につながる有益な提案はあるか		5

③ 費用面 10点

評価項目	評価の視点	指標	配点
見積額	予算額との比較	評価点は、下記の計算式により算出する。 ア 最低見積額を提示した事業者：10点 イ 最低見積額を提示した事業者以外の事業者： 最低見積額 ÷ 当該事業	10

		者の見積額×10（小数点 第2位以下切り捨て）	
--	--	----------------------------	--

合計 100点

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 見積額が3の予算額を超える場合
- ④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 選定会議の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

11 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日を目途に、下記項目を本市ホームページにおいて公表するとともに、総務管財課において閲覧に供するものとする。

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1)以外の参加者の名称及び総合点

※ 名称は五十音順、総合点は点数順

ただし、対象者が1者の場合は総合点の公表はしない。

- (3) 選定会議の委員の所属及び役職名

12 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と岸和田市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、岸和田市財務規則第123条第1項各号に該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、完了払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用

しない。

- (4) 市が必要と認める場合に追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

14 情報公開及び提供

市は提案者から提出された企画提案書等について、岸和田市情報公開条例（平成12年条例第9号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本公募型プロポーザルの受注候補者決定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

15 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を岸和田市に請求することはできない。

- (3) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、6の担当部署に提出すること。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本件実施後、契約締結前に候補者が措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた場合、又は指名停止要綱に該当する事実が発覚した場合は契約を締結できない。